# 第5次安城市男女共同参画プラン策定に係る 公募型プロポーザル方式実施要領

#### 1 目 的

この要領は、安城市(以下「発注者」という。)が、第5次安城市男女共同参画プランを策定するにあたり、男女共同参画社会推進のためのプランを策定することができる、高度な専門知識と高等な技術及び豊富な創造性を有する質の高い事業者を、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

# 2 業務の概要

- (1)業務名 第5次安城市男女共同参画プラン策定業務
- (2)業務場所 安城市内及び受注者所在地
- (3)業務内容 第5次安城市男女共同参画プラン策定業務仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月29日(金)まで
- 3 提案上限金額 (消費税及び地方消費税を含む。)

総 額 金 9,000,000円

うち令和4年度分 金 4,000,000円

うち令和5年度分 金 5,000,000円

# 4 日 程

以下のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

日程		項目	
令和4年	4月11日(月)	公告	
		質問書・参加表明書の受付開始	
令和4年	4月20日 (水)	質問書の提出期限	
令和4年	4月28日 (木)	参加表明書の提出期限	
令和4年	5月10日 (火)	参加可否通知予定	
令和4年	5月27日(金)	企画提案書の提出期限	
令和4年	6月10日(金)	企画提案審査	
令和4年	6月13日 (月)	企画提案審査 (予備日)	
令和4年	6月17日(金)	結果通知・結果公表予定	
令和4年	6月下旬	契約締結	

#### 5 参加資格

参加者は次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとする。

(1)過去10年間(当該年度含まず)において、元請として市町村の男女共同参

画プラン策定に関する業務を完成した実績を有すること。

- (2) 安城市契約規則第5条第3項に基づく競争入札参加資格者名簿(委託)に掲載されている県内事業者であること。また、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。また、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この要領において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していないこと。

#### 6 参加表明書等の提出

(1)提出書類 以下の書類を各1部提出すること。

	名称	様式	備考
1	参加表明書	様式第1	
2	会社概要	様式第2	
			市町村の男女共同参画プラン策定に関する業務
3	同種業務実績一覧	様式第3	の実績を過去10年分(当該年度含まず)記
			載。
4	業務実施体制図	様式第4	・本業務を受託した場合の業務実施体制図(指
			揮命令系統を明示)を提示。
			・様式5の業務従事者の氏名の記入は必須。
5	業務従事者一覧	様式第5	

- (2) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。 ただし、郵送の場合は必着とし、受付期間内に電話により到着の 確認をすること。
- (3) 提出期限 令和4年4月28日(木)午後5時まで
- (4) 提出先 安城市市民生活部市民協働課市民協働係
- 7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答方法は、次のとおりとする。

- (1)提出書類 質問書(様式第6)1部
- (2) 提出方法 電子メールにより提出し、到達の確認を電話にて行うこと。

件名は「【提案者名】第5次安城市男女共同参画プラン策定業務 質問書」とする。

- (3) 提出期限 令和4年4月20日(水)まで
- (4) 回答方法 質問提出後、随時、市公式ウェブサイトにて公表する。
- (5) 提出先 安城市市民生活部市民協働課市民協働係 電子メールアドレス kyodo@city. anjo. lg. jp

## 8 プロポーザル参加可否通知

参加表明書(添付書類含む。)を提出し、参加資格要件を満たすと判定された 者には、企画提案審査の日時等を通知する。

- (1) 通知予定日 令和4年5月10日(火)
- (2) 通知方法 参加者の電子メールアドレスへ個別に通知する。

## 9 提案参加の辞退

参加表明書の提出後、企画提案審査を辞退する場合は、令和4年5月27日 (月)午後5時までに、辞退届(様式第7)を提出すること。 なお、提案を辞退した場合でも、他の案件での入札に一切影響はない。

#### 10 企画提案書の提出

#### (1) 提出書類

以下の書類をA4判サイズ(A3判折込可)にてA6部提出すること。 原本A1部及びそのカラーコピーA5部も可とする。

	名称	様式	備考
1	企画提案書	任意	・別紙「第5次安城市男女共同参画プラン 策定業務仕様書」に基づき作成すること ・作業スケジュールを記載すること
2	見積書	任意	・消費税及び地方消費税は含めないこと ・見積金額に消費税を含めた金額が、提案 上限金額を超えないこと
3	見積内訳書	任意	・見積金額の年度毎の内訳が分かるものと すること ・項目別に概要、税抜金額、税額、税込金 額が分かるようにすること

- (2) 提出期限 令和4年5月27日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。

ただし、郵送の場合は必着とし、受付期間内に電話により到着の 確認をすること。

## (4) 提出先 安城市市民生活部市民協働課市民協働係

## 11 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の取扱い
  - ア 提出書類の再提出、追加及び変更をすることは原則認めないものとする。 ただし、誤字脱字程度の軽微な修正については、事務局担当者へ事前に連 絡をした上で修正できるものとする。
  - イ 提出書類の返却はしないものとする。
  - ウ 提出書類は、本プロポーザルによる受注者選定のみに使用するが、安城市 情報公開条例(平成12年12月21日安城市条例第49号)に基づき、公 文書の開示請求がされた場合は、一部又は全部について公開する場合がある。
- (2) 提出書類の無効

次のいずれか一つでも該当する場合は、原則として提出書類を無効とし、審 査対象としないものとする。

- ア 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- イ 見積金額が本業務の各年度の予算額を超えている場合
- ウ 提案書に虚偽の記載をした場合
- エ 複数の提案書を提出した場合
- オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

#### 12 選定委員会の設置

安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、市民生活部長を委員長とする選定委員会を設置し、審査を行う。

#### 13 企画提案審查

(1) 提案説明 (プレゼンテーション)

ア 説 明 選定委員会にて、事前に提出された提案書を基に参加者が説明 する。

- イ 時間割 準備10分、説明30分、質疑応答15分、片付け5分
- ウ 出席者 3名以内とし、本事業を実際に行う業務従事者を主な説明者とする。
- エ 機 材 プロジェクター及びスクリーンについては、事務局が用意する。
- (2) 実施日時 令和4年6月10日(金)(予備日 6月13日(月)) 午前9時から午後5時のうち指定する時間
- (3) 場 所 安城市役所本庁舎3階 第9会議室(予定)
- (4) 評価基準

以下の項目ごとに点数を付け、100点満点の内、最も合計点が高い事業者 に選定する。

区分	項目	評価基準	指標	配点
業務実績・	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験があるか	同種・類似業務の 実績、資格及び専 門分野の適切性等	1 0
業務体制等	実施体制	適切な業務を提供できる実施 体制か・内部の意思疎通、連 絡体制は妥当か	担当者数、担当者の配置、構成等	1 0
	提案内容の 的確性 資料調達力	計画策定スケジュールは、業 務を遂行するにあたり、妥当 なものとなっているか	実施フロー、工程表等の的確性	1 0
実施方針・		独創性かつ実現性があるか	独創性・実現性	1 5
提案内容等		会議等を効率良く運営できる ことが期待できるか	会議の円滑性	5
	業務の理解度	本市の男女共同参画の現状を 的確に把握分析した上で提案 がされているか	業務実施方針、提 案内容等の的確性	1 5
ヒアリング・	説得力	説明に説得力があるか	説得力、論理性	5
ピアリンク・ プレゼンテー ション	取組み姿勢	質問への対応等に関して積極 的に取組む意欲を感じられる か	業務への意欲、積 極性	1 0
価格 価格評価 最低見積価格/当該業者の見積価格×20点				
合 計				

# (5) 結果通知

ア 通知予定日 令和4年6月17日(金)

イ 通知方法 参加者に文書で個別に通知する。また、市公式ウェブサイト にて公表する。

#### 14 優先交渉者の決定

別紙「選定委員会における候補者の選定方法」により選定された候補者を優先 交渉権者として決定する。優先交渉権者との交渉が整わない場合又は優先交渉権 者がその資格を喪失した場合は、次順位の者と交渉する。

#### 15 契約

契約は、優先交渉権者と協議の上、締結する。ただし、仕様書等の詳細については、受注者と別途協議の上、決定するが、解釈に疑義が生じた場合は、発注者の解釈によるものとする。

#### 16 その他

- (1) 本提案に係る費用については、全て参加者の負担とする。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては受理しないものとする。
- (3) 企画提案書の内容で業務を進める際、スケジュール進行など無理が生じる場合、双方協議のうえ、修正・変更及び追加する場合がある。

# 17 問合せ・提出先

安城市 市民生活部 市民協働課 市民協働係

本庁舎3階 窓口No.34 午前8時30分~午後5時15分(土日祝日を除く)

〒446-8501 安城市桜町18番23号 電 話 0566-71-2218 FAX 0566-72-3741 電子メール kyodo@city.anjo.lg.jp